

経営バイタル
の強化書 KEIET VITAL

どこが変わったの? コロナ対策
施設の使用制限や立入検査に従わない場合の罰則強化!

新型インフルエンザ等対策の 特別措置法等の改正

新型コロナウイルスの感染拡大とまん延を防止するために、新型インフルエンザ等対策特別措置法、感染症法、検疫法が改正され、施設の使用制限等に従わない場合の罰則が強化されました。
「命令」や「立入検査」に従わない場合、どのような罰則があるのか確認しておきましょう。
緊急事態措置における命令及び過料を適用できない「正当な理由」が認められる場合についても確認しましょう。

罰則の内容を確認しておきましょう!



1 新型インフルエンザ等対策の特別措置法等の改正点

新型インフルエンザ等対策の特別措置法等の改正案が成立しました。改正法は2月3日に公布され、同月13日に施行されます。今回の法改正で具体的にどのようなようになるのか、主な内容を見てみましょう。

なお、新型コロナウイルス対策については、昨年3月に成立していますが、新型コロナウイルスについての特別法が制定されたわけではなく、新型インフルエンザ等対策の特別措置法の対象に、「新型コロナウイルス感染症」を追加することで、感染拡大に備えて総理大臣が「緊急事態宣言」を行い、都道府県知事が外出の自粛や学校の休校などの要請や指示を行うことを可能としたものです。

今回改正された法律は、この新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言のもとで、都道府県知事が施設の使用制限の「要請」に加えて、正当な理由なく応じない事業者などには「命令」ができるようにしたものです。また、感染症法、検疫法も併せて改正が行われ、感染者が宿泊療養などの要請に応じない場合は入院を勧告し、それでも応じない場合や入院先から逃げた場合には行政罰として「50万円以下の過料」が科されます。保健所の調査に対して正当な理由なく虚偽の申告をしたり、調査を拒否したりした場合も行政罰として「30万円以下の過料」が科されることになります。

緊急事態宣言は、国民の生活に大きな影響を与えるため、感染症の専門家で作る「諮問委員会」に意見を聞き、国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合と、全国的かつ急速なまん延により国民生活と経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合の、2つの要件をいずれも満たした場合に発令されます。

2 緊急事態宣言が発令されるとどうなる

「緊急事態宣言」が必要だと判断した場合、総理大臣は、緊急的な措置を取る期間や区域を指定し、宣言を出します。これを受けて対象地域の都道府県知事は住民に対し、生活の維持に必要な場合を除いて、外出の自粛をはじめ、感染の防止に必要な協力を要請できるようになります。また、学校の休校や百貨店や映画館など多くの人が集まる施設の使用制限などの要請や指示を行えるほか、特に必要がある場合は、臨時の医療施設を整備するために、土地や建物を所有者の同意をえずに使用できるようになります。

さらに緊急の場合、運送事業者に対し医薬品や医療機器の配送の要請や指示ができるほか、必要な場合は医薬品などの取用を行えます。

今回の改正では、対策の実効性を高めるために、緊急事態宣言が出される前でも集中的に対策を講じられるよう「まん延防止等重点措置」が新たに設けられ、政府が対象地域とした都道府県の知事は事業者に対し営業時間の変更などを「要請」し、応じない場合は「命令」ができるようになりました。

「命令」に応じない事業者に対しては、緊急事態宣言が出されている場合は30万円以下、宣言が出されていない「まん延防止等重点措置」の場合は20万円以下の過料が科されることになります。事業者が「立入検査」を拒否した場合には、緊急事態宣言が出されている場合、又は宣言が出されていない「まん延防止等重点措置」の場合のいずれも20万円以下の過料がそれぞれ科されます。

対策の実効性を高めるために、命令や立入検査に従わない場合は、このように行政罰を科す一方で、国や自治体は感染防止の措置によって影響を受けた事業者に対する支援に必要な財政上の措置を講じると明記されています。

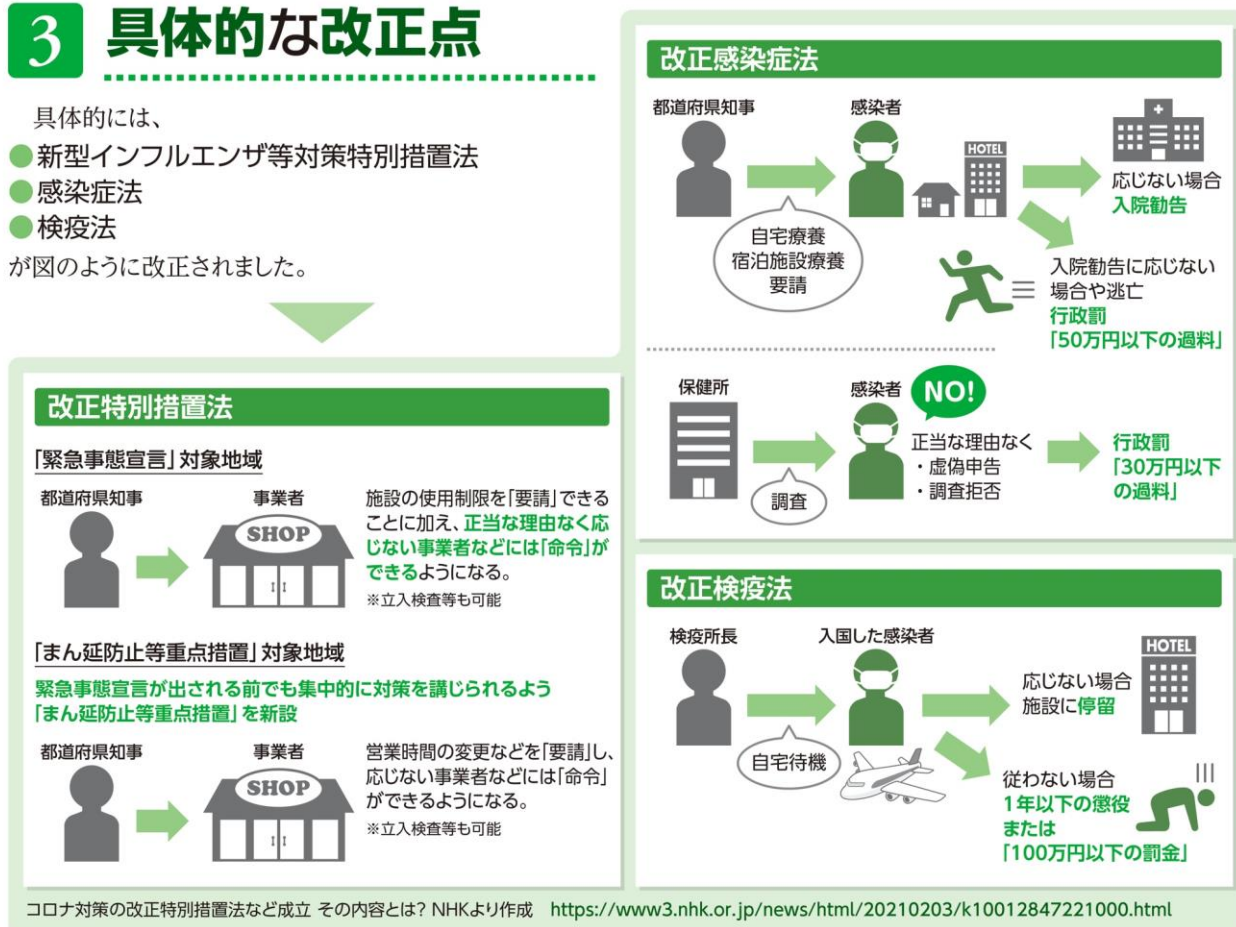
さらに、これまでは緊急事態宣言が出されている時に開設できるとしていた「臨時の医療施設」について、政府の対策本部が設置された段階から開設できるとしているほか、患者や医療従事者などが差別的な扱いを受けることがないように、国や自治体の実態の把握や相談支援、啓発活動などを行うことも盛り込まれています。

3 具体的な改正点

具体的には、

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法
- 感染症法
- 検疫法

が図のように改正されました。



4 附帯決議と正当な理由

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は、国民の自由と権利の制限を求めることから、附帯決議でまん延防止等重点措置についてあらかじめ客観的な基準を示すことや学識経験者の意見等徴収を求め、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとし、感染拡大防止の観点から逆効果になったり、誹謗中傷行為等が起きたりしないよう、その影響に配慮することとしている。

また、まん延防止等重点措置が適用できない「正当な理由」が認められる場合を、具体的なケースを含めガイドラインで明確に示すことや緊急事態措置における命令及び過料を適用できない「正当な理由」が認められる場合を、具体的なケースを含めガイドラインで明確に示すこととしている。「正当な理由」の例としては、国会審議で、近隣に食料品店がないなど、他に代替手段がなく、地域の住民生活を維持することが困難な場合は、時短命令の拒否ができることや、患者や家族に必要な介護や保育などの福祉サービスが確保できない場合は入院拒否ができることなどが説明されている。